

＜＜＜新旧対照表＞＞＞

○多治見市防火管理講習実施要綱（平成30年9月27日消防本部告示第4号）の一部を改正する規程
新旧対照表

部署名：予防課

新	旧
○多治見市防火管理講習実施要綱 平成30年9月27日消防本部告示第4号 改正 ＜略＞ 多治見市防火管理講習実施要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号イ及び第2号イの規定に基づき消防長が行う防火管理に関する講習（以下「講習」という。）の実施に関して、政令、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）、防火管理に関する講習の実施細目（昭和62年消防庁告示第1号）及び消防法施行規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理再講習（平成16年消防庁告示第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 ＜略＞ (修了証の再交付) 第6条 修了証を紛失、汚損若しくは破損した者又は氏名を変更した者その他消防長が必要と認める者は、防火管理講習修了証再交付申請書（別記様式第3号）を消防長に提出して、その再交付を申請することができる。 2 前項の申請の際、多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の規定による手数料を納付しなければならない（氏名の変更による再交付は除く。）。 3 消防長は、第1項の申請書を受理したときは、防火管理講習課程修了者名簿と照合し、修了証が交付されている場合には、修了証を再交付するものとする。 4 前項の規定による修了証の再交付を受ける者は、再交付を受ける際に、当該者が現に保有する修了証を返納しなければならない。ただし、修了証の紛失により再交付を受ける場合は、この限りでない。 (講習の日時、場所等の公示) 第7条 消防長は、講習の日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項を広報紙及びホームページへの掲載により周知するものとする。 (講習の委託)	○多治見市防火管理講習実施要綱 平成30年9月27日消防本部告示第4号 改正 ＜略＞ 多治見市防火管理講習実施要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号イ及び第2号イの規定に基づき消防長が行う防火管理に関する講習（以下「講習」という。）の実施に関して、政令、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）、防火管理に関する講習の実施細目（昭和62年消防庁告示第1号）及び消防法施行規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理再講習（平成16年消防庁告示第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 ＜略＞ (修了証の再交付) 第6条 修了証を紛失、汚損若しくは破損した者又は氏名を変更した者その他消防長が必要と認める者は、防火管理講習修了証再交付申請書（別記様式第3号）を消防長に提出して、その再交付を申請することができる。 2 前項の申請の際、多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の規定による手数料を納付しなければならない（氏名の変更による再交付は除く。）。 3 消防長は、第1項の申請書を受理したときは、防火管理講習課程修了者名簿と照合し、修了証が交付されている場合には、修了証を再交付するものとする。 4 前項の規定による修了証の再交付を受ける者は、再交付を受ける際に、当該者が現に保有する修了証を返納しなければならない。ただし、修了証の紛失により再交付を受ける場合は、この限りでない。 (講習の日時、場所等の公示) 第7条 消防長は、講習の日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項を広報紙及びホームページへの掲載により周知するものとする。 (講習の委託)

新		旧			
第8条 消防長は、必要があると認めた場合は、第2条の講習の区分に応じその実施を規則第1条の4第1項の規定により登録を受けた法人（以下「登録講習機関」という。）に委託することができる。		第8条 消防長は、必要があると認めた場合は、第2条の講習の区分に応じその実施を規則第1条の4第1項の規定により登録を受けた法人（以下「登録講習機関」という。）に委託することができる。			
2 前項の規定により委託をした場合は、第3条から第6条までの規定にかかわらず、登録講習機関が定めるところにより講習を実施するものとする。		2 前項の規定により委託をした場合は、第3条から第6条までの規定にかかわらず、登録講習機関が定めるところにより講習を実施するものとする。			
第9条 電子情報処理組織による申請等		【新設】			
1 この要綱に定める消防長に対して行われる申請等のうち、次の表の左欄に掲げる規定中同表の右欄に掲げる書類の提出については、これらの書類の各欄に定める事項を記録した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。		※Logoフォームによる申請等が可能な様式：表に列挙			
<table><tr><td>第6条第1項</td><td>様式第3号による届出書及び添付書類</td></tr></table>		第6条第1項	様式第3号による届出書及び添付書類		
第6条第1項	様式第3号による届出書及び添付書類				
2 前1の電子情報処理組織を使用する方法により申請等が行われた場合において、申請等をする者が当該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等に記載すべきこととされている事項その他消防長が定める事項を、当該者の使用に係る電子計算機から入力したときは、当該申請等に係る書類が提出されたものとみなす。		※電子情報処理組織による申請の手続			
(その他)		(その他)			
第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。		第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。			
附 則		附 則			
この告示は、平成30年10月1日から施行する。		この告示は、平成30年10月1日から施行する。			
ただし、第6条第2項の規定は、平成31年4月1日から施行する。		ただし、第6条第2項の規定は、平成31年4月1日から施行する。			
《略》		《略》			
附 則（令和7年●月●日消本告示第●号）					
この告示は、令和7年9月1日から施行する。					
《略》		《略》			
摘要	改正理由 Logoフォームを使用し「防火管理講習修了証再交付申請書」をオンライン申請が行えるようにするため				